

ID: 356

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	犬の予防注射済票の再交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	狂犬病予防法施行令 第3条		
<b>法令番号</b>	昭和28年政令第236号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>政令第3条の規定による。                  (注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日